

三木市公共施設照明ＬＥＤ化業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

三木市公共施設照明ＬＥＤ化業務

(2) 目的

本市公共施設で使用中の蛍光灯等について、消費電力の低いＬＥＤ照明に交換することにより、二酸化炭素（ＣＯ２）排出量の削減及び電力料金の削減を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

三木市公共施設照明ＬＥＤ化業務公募型プロポーザル仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 対象施設と履行期間

令和７年度事業分 ２２施設 : 契約締結日から令和８年３月３１日まで

令和８年度事業分 ２６施設 : 契約締結日から令和９年１月３１日まで

（別紙１「対象施設一覧表」のとおり）

(5) 提案上限額

令和７年度事業分 上限額１２４，５３０，０００円

令和８年度事業分 上限額２５８，６００，０００円

（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定する。

2 参加条件

(1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。

(2) 参加者の役割

ア 参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

（ア） 統括役割 : 本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

（イ） 調査設計役割 : 現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

（ウ） 機器調達役割 : ＬＥＤ照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

（エ） 施工管理役割 : 施工・施工管理に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を１者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。

(3) 参加資格

ア 本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、グループ等の場合は、グループ等の各構成員が全ての要件（ただし、（キ）は統括役割を担う者に限る。）を満たすものとする。

（ア） 本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式第３－１号）の提出の時点において、三木市入札参加資格者名簿に登録されていること。

施工管理役割にあたるものについては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る許可を有していること。なお、施工管理役割については当該事業の規模から特定建設業の許可を有していることとする。また、一級電気工事施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。なお、施工管理役割を複数の企業で構成する場合は、施工管理役割を担う構成員はそれぞれ主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

- (イ) 本業務に係る適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めない）。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (エ) 公告の日から契約締結の日までの期間に、三木市指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (オ) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止期間中の者でないこと。
- (カ) 事業運営を円滑に行うための拠点とする事業所が兵庫県内に所在していること。
- (キ) 平成27年度以降、類似の業務の契約実績を有すること。なお、類似の業務とは、2以上の施設（1施設あたり照明器具500台以上）を対象として、少なくとも調査・設計・施工業務を一括して実施した業務（リース方式を含む）を指す。
- (ク) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- (コ) 参加表明書の提出時点までに納期限の到来した市税、法人税又は消費税及び地方消費税（本市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- (サ) 仕様書等の内容を熟知し業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

イ 前項（ア）について、三木市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、有資格者名簿に登載される場合と同様の審査を受けることで当該要件を満たすことができる。なお、この場合、参加表明書と合わせて次に掲げる書類を提出すること。

- (ア) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※現在事項全部証明書は不可
※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (イ) 法人印鑑証明書
※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (ウ) 財務諸表
※法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに準ずるもの
- (エ) 国税等納税証明書
法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
※税務署が発行したもの

- ※交付日が提出日から3か月以内のもの
- (オ) 三木市税納税証明書
- 市内に本店・支店等を置く事業者は三木市税の納税証明書
- ※「滞納なし」の証明書を提出すること
- ※交付日が提出日から3か月以内のもの

3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本市が求める提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションを理由なく欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む額）が提案上限額を超えている場合
※令和7年度事業分、令和8年度事業分それぞれに提案上限額を設けているため注意すること
- (8) 提出書類の郵送又は持参等において、本市が指定する方法以外で提出された場合
- (9) その他不正な行為があった場合

4 図面の閲覧

対象施設の図面（建築図、電気設備図等）は下記により閲覧に供する。閲覧を希望する場合は、「図面閲覧希望申請書（様式第1号）」により提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年4月30日（水）から同年5月14日（水）正午まで
※準備の都合上、閲覧希望日の5営業日前までに提出すること。
- (2) 閲覧期間
令和7年5月14日（水）から同年7月1日（火）まで
※ただし、閲覧に供する日時はあらかじめ市が指定する。
- (3) 閲覧場所
三木市役所
- (4) 提出先
三木市総務部経営管理課
メールアドレス：keiei@city.miki.lg.jp
- (5) その他
・図面は閲覧に供する部屋から持ち出すことを禁じる。
・複写機の利用はできないため、記録の必要がある場合は、写真撮影することを認める。

5 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第2号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。
なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。
- (2) 提出先
三木市総務部経営管理課
メールアドレス：keiei@city.miki.lg.jp
- (3) 提出期間

令和7年5月1日（木）から同年5月16日（金）午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年5月23日（金）午後5時までに三木市総務部経営管理課ホームページに掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものみなす。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	参加表明書（様式第3－1号）	正本1部
2	応募グループの構成員一覧表（様式第3－2号） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。	正本1部
3	会社概要書（様式第3－3号）又は会社概要書の内容が記載された会社パンフレット等（写し可） ※グループ等で参加する場合は、全ての構成員について提出すること。	正本1部
4	委任状（様式第3－4号） ※グループ等で参加する場合のみ提出すること。	正本1部
5	三木市税（全税目）について滞納なしの証明書（写し可） ※市内に本店・支店等を置く事業者は提出すること。 ※グループ等で参加する場合は、全ての構成員について提出すること。	正本1部
6	法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（様式その3の3）（写し可） ※本店所在地を管轄する税務署で発行されたものを提出すること。 ※グループ等で参加する場合は、全ての構成員について提出すること。	正本1部

(2) 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

令和7年5月26日（月）から同年6月5日（木）午後5時まで

※持参される場合、受付時間は土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後0時45分の間を除く。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(4) 提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市総務部経営管理課

(5) 企画提案者の選定

企画提案書等を提出する資格の有無については、令和7年6月12日（木）午後5時までに参加表明書に記載されたメールアドレスに電子メールで通知する。なお、参加資格に該当した者には該当した旨とプレゼンテーションの実施場所や日時等の詳細を、該当しなかった者には該当しなかった理由を通知する。

(6) 辞退

参加表明書提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第5号）」を郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。提出期限は、令和7年6月19日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着。）とする。

7 企画提案書の提出

企画提案者に選定された者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	企画提案書（様式任意。パワーポイント資料も可とする。ただし、表紙は様式第4-1号を使用すること。） 表紙、実施体制、全体スケジュール、市内業者の活用見込み、その他の付加価値など、仕様書及び審査基準の内容を踏まえ、作成すること。 ※原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。 ※両面印刷で30枚以内（表紙及び目次はページ数に含めない。）とすること。 ※文字サイズは、11ポイント以上を基本とすること。 ※記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。	正本1部
2	業務実績調書（表紙）（様式第4-2号）	正本1部
3	業務実績調書（内訳書）（様式第4-3号） ※実績に係る契約書の写しや仕様書等の受注を証明する書類は正本のみに添付すること。	正本1部
4	エネルギー削減効果比較表（様式第4-4号） ※様式第4-8号を用いて算出すること。	正本1部
5	エネルギー削減効果比較表内訳書（様式第4-5号） ※様式第4-8号を用いて算出すること。	正本1部
6	見積書（様式第4-6号） ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で見積もること。 ※会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先（注1）を記載したもの（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となる。）。	正本1部

7	見積額内訳書（様式第4－7号） ※様式第4－8号を用いて算出すること。 ※見積書（様式第4－6号）の金額と見積額内訳書の金額は必ず一致すること（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない。）。	正本1部
8	見積額及びエネルギー削減効果算出表（様式第4－8号）【別紙2「LED照明仕様一覧表」との兼用様式】	正本1部

（注1）責任者及び担当者の氏名、連絡先とは、次のアからウまで全てについて必要となる。

ア 責任者（事務を担当する部門の長）の氏名（フルネーム）

イ 担当者（事務を担当する部門の者）の氏名（フルネーム）

ウ 連絡先として電話番号（事務を担当する部門の電話番号）

（2） 提出方法

正本は、郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参により提出すること。

あわせて、電子ファイル（様式第4－6号は除く）を電子メールにより送信すること。

（3） 提出期間

令和7年6月12日（木）から同年7月1日（火）午後5時まで

※持参される場合、受付時間は土曜日、日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後0時45分の間を除く。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

（4） 提出先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市総務部経営管理課

メールアドレス：keiei@city.miki.lg.jp

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

（1） 実施予定日

令和7年7月7日（月）

※応募者多数の場合は、予備日（令和7年7月8日（火））でも実施する。

（2） 実施場所

三木市役所

（3） 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの参加人数は、5名以内とし、統括責任者（本要領2（2）アの統括役割を担う者）の参加を必須とする。なお、説明は統括責任者又は主たる業務担当者が行うこととする。

ウ 所要時間は、1企画提案者につき、40分以内（企画提案者からの説明20分以内、質疑応答20分以内）とする。

エ 事前提出した企画提案書等を使って説明のこと。追加資料やサンプル等の持込みは認めない。

オ プレゼンテーションに当たり、機器（パソコン等）が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクタ、スクリーン及び接続ケーブル（HDMI）は、本市で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間（約10分）に行うものとし、間に合わない場合は説明時間（20分）に含める。

キ プレゼンテーションは、非公開とする。

9 受託候補者の選定

見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、「三木市公共施設照明LED化業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」に定める委員が、別紙「三木市公共施設照明LED化業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき厳正に審査する。各委員の評価点の平均点（以下「総合点」という。）が50点（以下「最低合格点」という。）以上であり、かつ、総合点が最も高い企画提案者を受託候補者として決定する。総合点が最も高い企画提案者が2人以上ある場合は、「電力使用量・二酸化炭素排出量の削減効果」の点数が高い企画提案者を上位とする。「電力使用量・二酸化炭素排出量の削減効果」の点数も同点の場合は、「提案価格」の点数が高い企画提案者を上位とする。「提案価格」の点数も同点の場合は、委員間で協議し、受託候補者を決定する。

10 企画提案者が1者の場合

企画提案者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、最低合格点以上となる場合は、受託候補者として決定する。

11 審査結果について

審査結果については、全ての企画提案者に対し書面を持って通知するとともに、三木市総務部経営管理課ホームページ上で受託候補者名を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総合点については、三木市総務部経営管理課窓口で問い合わせることができる。なお、他の企画提案者の順位・総合点については、非公開とする。また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

12 業務委託契約

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 本市と受託候補者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。
なお、協議が整わない場合、又は契約締結時までに受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (3) 現地調査の実施により、本市が提供する既存照明に係る情報と施設の現況が一致しないことが判明した場合は、本市と受託候補者との協議により仕様の変更を行うことがある。なお、仕様の変更にとともに契約金額の変更を行う場合は、原則として本提案により示された単価を基準とすることとする。
- (4) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかったときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (5) 契約方法は、随意契約とする。
- (6) 契約保証金として、契約金額の10分の1以上の額を納付すること。（履行保証保険の証明書等も可とする）
- (7) 委託料は、各年度分の業務完了後、当該年度分の業務委託に係る金額を、請求に基づいて支拂うものとする。
- (8) 受託者は、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本市に寄託して、契約金額の10分の4に相当する額以内の額（5,000万円を限度とする。）の前払金の支払を請求することができる。

- (9) 受託者は、現地調査・設計・施工までのすべての業務が完了し、完成確認を受けた施設について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、契約の履行期間中5回を超えることができない。

1.3 再委託について

契約時点で判明している再委託先があり、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「再委託（変更）承諾申請書」を提出し、承諾を得ること。

1.4 プロポーザルの中止等

本市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。

1.5 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとするが、本市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (3) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (4) 全ての提出書類は、返却しない。
- (5) LED化対象施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (6) 受託者は、LED照明設置業務等において、可能な限り市内業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

1.7 スケジュール

	内容	日時
1	公募開始	令和7年4月30日（水）
2	図面閲覧申請期限	令和7年4月30日（水）から 同年5月14日（水）正午まで
3	質問書受付期限	令和7年5月1日（木）から 同年5月16日（金）午後5時まで
4	質問書への回答期限	令和7年5月23日（金）午後5時まで
5	参加表明書等の提出期限	令和7年5月26日（月）から 同年6月5日（木）午後5時まで
6	参加資格審査結果の通知並びに企画提案書の 提出依頼の通知	令和7年6月12日（木）午後5時まで
7	企画提案書等提出期限	令和7年6月12日（木）から 同年7月1日（火）午後5時まで
8	プレゼンテーション	令和7年7月7日（月）

		(予備日：令和7年7月8日(火))
9	受託候補者の決定・公表・通知	令和7年7月16日(水)(予定)
10	受託候補者との協議	結果通知日～令和7年8月初旬(予定)
11	仮契約締結	令和7年8月初旬(予定)
12	本契約締結	令和7年9月(9月市議会議決後)

【問い合わせ先】(提出先)

三木市 総務部 経営管理課

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号

(三木市役所本庁舎4階)

電話：0794-82-2000

電子メール：keiei@city.miki.lg.jp